

希望の党「9条改正案」の提案理由

希望の党案

- 第9条 日本国は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- 2 日本国は、自国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つとともに、国際社会の平和と安全に寄与するため、自衛隊を保持する。
- 3 内閣総理大臣は、内閣を代表して、自衛隊の最高の指揮監督権を有する。国会は、法律の定めるところにより、自衛隊を統制する。

●現行憲法に対する考え方

- ・ 我が国は、「平和主義」を掲げる9条の下で、自衛隊を発足(昭和29年)させ、専守防衛に徹する「平和国家」として歩んできた。紛争が絶えない国際社会にあって、現実を踏まえたこの歩みによって、我が国の平和と安全が保たれてきたと考える。
- ・ 一方、「武力の行使」と「戦力の保持」を禁ずる9条の下で自衛隊を合憲とするために、政府は、9条に加え、「前文の平和的生存権」と「13条の幸福追求権」を更に合わせ読み、これらの規定を整合的に捉えることで「必要最小限度の自衛の措置」とそのための「実力組織」の合憲性を導くという、難解かつ技巧的な解釈をしてきた。
- ・ このような解釈は、国民にとって容易に理解できるものではない。加えて、主権国家として当然に行使できる自衛権について、憲法上、難解・技巧的な解釈によらなければ導き出せないとするのは、国家の在り方としてふさわしいものではなく、最高法規たる憲法の条文の在り方としても適切なものではないと考える。

●希望の党案の考え方

- ・ 本改正案では、まず、難解・技巧的な解釈の原因となっている2項を削除し、新2項を設け、現在の自衛隊の任務、すなわち、①我が国の防衛、②大規模災害への対応等、③国際平和協力活動への協力等の任務を踏まえ、「日本国は、自国の平和と独立を守り(①)、国及び国民の安全を保つとともに(①②)、国際社会の平和と安全に寄与するため(③)、自衛隊を保持する」と規定し、その役割を明確にしている。
- ・ 併せて、軍隊たる自衛隊を憲法に明確に位置付けたことに伴い、新3項としてシベリアンコントロールの規定を設け、自衛隊の諸活動や装備・編制などに対する民主的コントロールを徹底している。
- ・ なお、1項は、侵略戦争を否認するパリ不戦条約(昭和3年)の流れを汲む国際法上の普遍的な理念であることから、堅持することとした。主語を「日本国民」から「日本国」に変更したが、これは新2項との整合性の観点からの文言整理であり(現行1項の「日本国民」は、学説上、「日本国」を意味するものと理解されている)、実質的な内容変更ではない。
- ・ この改正により、自衛隊の存在・役割を国民が容易かつ明確に理解できることとなり、国民主権の下での主権国家の憲法の在り方としてふさわしいものになると考えている。
- ・ もっとも、早急な9条改正は国論を二分しかねないため、多くの国民が納得する改正案がまとまるまでは国民投票を差し控えるべきである。我が党は、時間がかかっても丁寧な説明を続け、多くの国民が支持できる改正案を追求していく決意である。